

議案参考資料

[平成 31 年第 1 回定例会(3 月)]

[担当課(室)係]

消防本部総務課 庶務係

議案名

議案第 3 号 群馬県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

趣旨・目的

群馬県市町村総合事務組合の組織団体である富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合及び多野藤岡広域市町村圏振興整備組合が、消防団員又は消防吏員に係る賞じゅつ金支給事務の共同処理を開始することに伴い、群馬県市町村総合事務組合から規約変更に関する協議の依頼がありましたので、議会の議決を求めようとするものです。

概要

群馬県市町村総合事務組合の組織団体である富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合及び多野藤岡広域市町村圏振興整備組合(※)が、消防団員又は消防吏員に係る賞じゅつ金(※※)支給事務の共同処理を平成 31 年 4 月 1 日から開始するため、同組合規約別表第 2 の 3 の項に当該 2 組合を加えるものです。

※ 富岡甘楽広域市町村圏振興整備組合：富岡市、下仁田町、南牧村及び甘楽町で組織

多野藤岡広域市町村圏振興整備組合：藤岡市、上野村、神流町及び高崎市で組織

※※ 賞じゅつ金：職務遂行中に死亡又は負傷した消防吏員、消防団員等に対し組合から支給される給付金

(組合規約の施行期日：平成 31 年 4 月 1 日)

背景・経過

群馬県市町村総合事務組合は、平成 2 年 10 月に設置され、県内 59 団体(11 市、23 町村、23 一部事務組合、1 企業団、1 広域連合)が加入している一部事務組合です。桐生市は、消防団員に係る損害補償及び退職報償金の支給に関する事務を共同処理するため加入しています。

地方自治法の規定で、一部事務組合の規約変更は、組合の組織団体間において協議のうえ定め、都道府県知事の許可を受けなければなりません。その協議は、組織団体の議会の議決を経なければならないこととされています。